

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

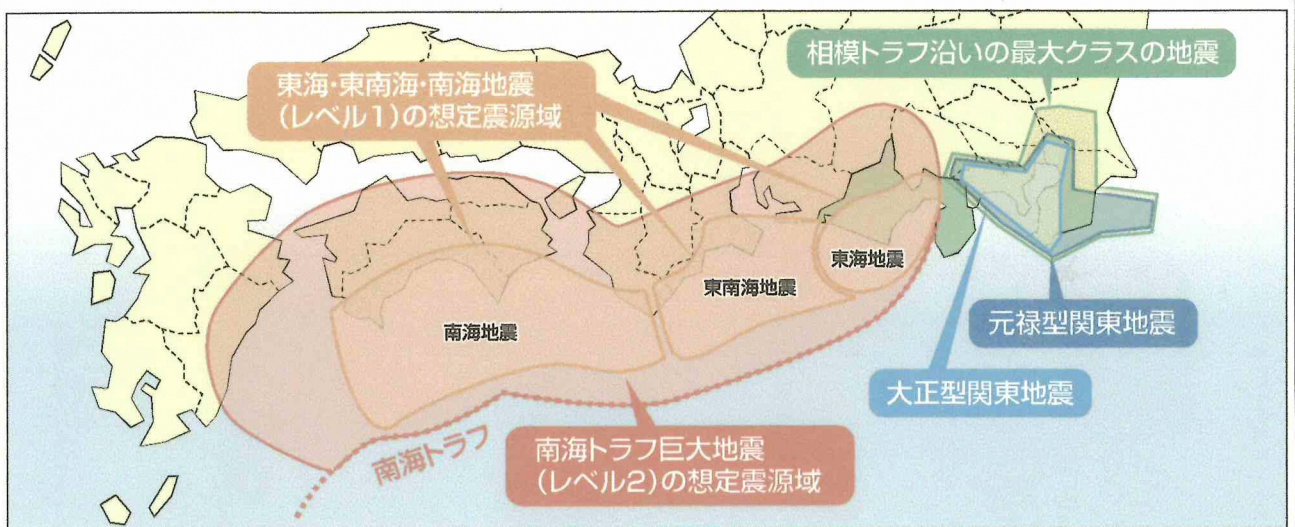
1. 地域の災害・感染症リスク(吉田町防災計画を基に作成)

(1) 地震

静岡県第4次被害想定を基にした吉田町の地震被害想定によると現在、本町に著しい被害を発生させるおそれがある地震・津波としては、その発生の切迫性が指摘されている駿河湾及び駿河トラフ付近におけるプレート境界を震源域とする東海地震(マグニチュード8クラス)がある。このほか、駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震として、東南海地震や南海地震(それぞれマグニチュード8クラス)があり、また、これらの地震が連動して、あるいは時間差を持って発生する可能性も考えられる。一方、相模トラフ・相模湾側では、大正型関東地震(マグニチュード7.9程度)や神奈川県西部を震源域とするマグニチュード7クラスの地震がある。また、東日本大震災の教訓として「想定外は許さない」という観点から、発生する頻度は極めて小さいが、発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波として、南海トラフ巨大地震(マグニチュード9クラス)や元禄型関東地震(マグニチュード8.1程度)などの巨大地震についても発生することを想定する必要がある。この他、山梨県東部や伊豆半島、静岡県中部などを震源とする地震活動にも注意を払っておく必要がある。

【想定対象地震】 ※出典 令和6年2月 吉田町地域防災計画 第2編 地震対策編<第1章 総則>

区分	レベル1の地震	レベル2の地震
駿河湾トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震・津波	東海地震 東海地震・東南海地震 東海・東南海・南海地震 宝永型地震 安政東海型地震 5地震総合モデル	南海トラフ巨大地震 (内閣府(2012))



※吉田町 地域防災ガイドブック 保存版 抜粋

【被害想定・建物】

(単位；棟数)

◆建物被害	揺れ	液状化	人工造成地	津波	山崖崩れ	火災	合計
《全壊・焼失》	約 1,800	約 30	約 80	約 1,200	—	約 600	約 3,600
《半壊》	約 1,700	約 100	約 200	約 2,700	—		約 4,200

【被害想定・人的】

(単位；人)

◆人的被害	建物倒壊		津波	火災	合計
		うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物			
《死者》	約 60	約 10	約 4,500	約 10	約 4,500
《重傷者》	約 400	約 20	約 200	—	約 500
《軽傷者》	約 600	約 80	約 400	約 10	約 900

※ レベル2 (マグニチュード9、震度6強程度・南海トラフ巨大地震) での被害要因ごとの最大値

※出典 令和6年2月 吉田町地域防災計画 第2編 地震対策編<第1章 総則>

(2) 津波

南海トラフ巨大地震 (マグニチュード9クラス) が発生した場合、最大波高9m、1mの津波が到着する想定最短時間は4分と予想される。これ以外では、南北アメリカ大陸沿岸等の環太平洋地域で発生した地震による遠地津波についても警戒が必要である。

- ・レベル2 南海トラフ巨大地震 (マグニチュード9クラス)
- ・津波高 最大9mを想定

(単位；Km²)

◆浸水深さ	1cm以上	1m以上	2m以上	5m以上
浸水面積	6.5	4.8	2.6	0.2

※出典 令和6年2月 吉田町地域防災計画 第2編 地震対策編<第1章 総則>

(3) 水害

大井川本流は、国で直轄管理されており、明治末期以来大きな災害は発生していないが、氾濫注意水位を超えることはしばしばあり河口付近を含め完全整備が望まれている。

低標高地域は集中豪雨或いは台風のもたらす風雨により中小河川の氾濫や局地的災害を引き起こすことが予想される。

(4) 土砂災害

本町には、急傾斜地崩壊危険箇所が13箇所あり、この内の山ノ根及び横山区域は急傾斜地崩壊危険区域の指定を受けている。

(5) 感染症

新感染症、新型インフルエンザ感染症等は、今までに流行していない感染症であり、感染力は強く、重症化の恐れがある。発生時には世界的に急速にまん延し経済活動、町民生活に大きな影響を与えることが予想される。当町では経済活動、町民生活に与える影響を最小化するために感染症の状況を把握に努め状況に応じ対策を行っている。

1000年に一度の大津波を想定した 吉田町津波ハザードマップ



津波ハザードマップとは

津波防災対策の充実や、町民の津波防災意識を高めることを目的として、津波ハザードマップを作成しました。将来発生すると予想される地震などの津波に対し、津波浸水シミュレーションを行い、浸水深、浸水範囲、津波の到達時間等を明らかにし、津波浸水想定結果を表現しています。

監修：東京大学地震研究所准教授

つじよしのぶ
都司嘉宜 理学博士



1498年明応地震による津波を
「1000年に一度の大津波」と表現しました

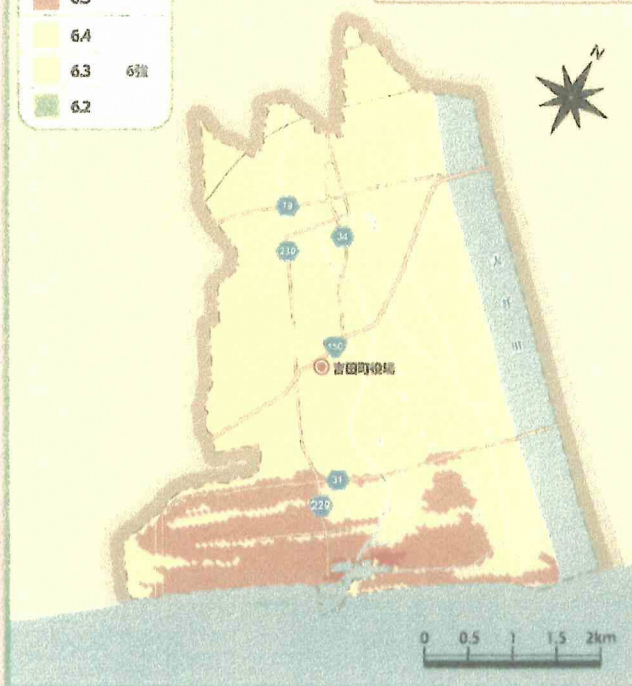
吉田町 平成23年11月作成

揺れやすさマップ

計測震度	震度階級
6.6	7
6.5	
6.4	
6.3	6強
6.2	

「揺れやすさマップ」とは、明応地震を再現した地震が発生した場合に、地域の地盤の状況を考慮し、地表の揺れやすさを震度として評価し、一辺が約50mの四角形の区域を基本単位として表現したものです。

なお、震源の位置や地震の規模が異なれば、地域の地盤の揺れはマップに示した震度よりも強くなったり弱くなったりすることがあります。



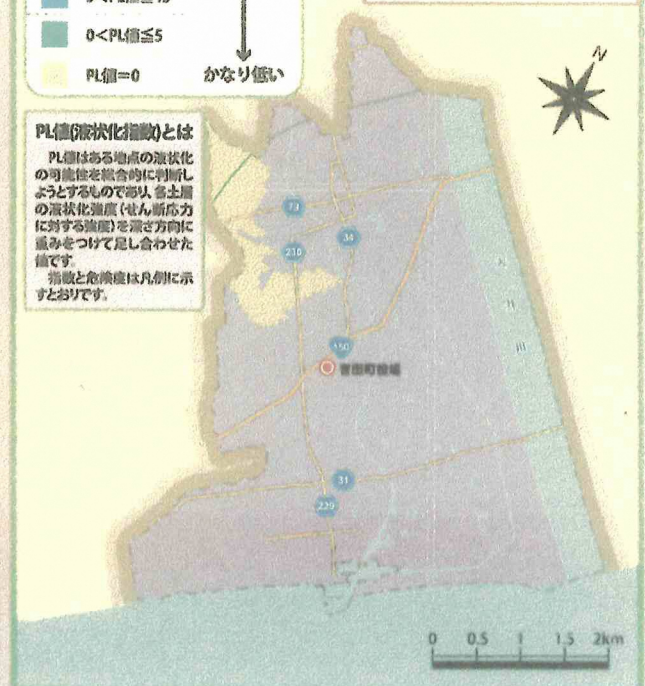
液状化マップ

液状化指数(PL値)	液状化危険度
15 < PL値	極めて高い
5 < PL値 ≤ 15	↑ ↓
0 < PL値 ≤ 5	
PL値 = 0	かなり低い

「液状化マップ」とは、「揺れやすさマップ」で示した震度となった場合に、水を十分に含んだ緩い砂地盤が強い地震で激しく揺られた時に起こる地盤の液状化の可能性を強したものです。液状化の可能性は、地盤の液状化の程度を表す指数(PL値)により判定しています。震源の位置や地震の規模が異なれば液状化が発生しない場合もあります。

PL値(液状化指数)とは

PL値はある地点の液状化の可能性を総合的に判断し、よとすると、地盤の液状化強度(せん断応力に対する液状化強度)を震源方向に重みをつけて足し合わせた値です。指数と危険度は凡例に示しており、



1000年に一度の大津波を想定した 吉田町津波ハザードマップ

平成23年11月作成
平成27年 3月修正

1000年に一度の大津波とは

陸河トラフから南海トラフでは、ほぼ100年間隔で地震と、それに伴う津波が発生しています。その中で1707年宝永津波、1854年安政東南海津波、1944年昭和東南海津波では陸河湾内で10mを超える津波記録はありません。これに対し1498年明応地震による津波は、西伊豆で10mを超える津波痕跡が複数見られ、先に挙げた3つの津波よりも明らかに大きな津波です。ここでは、今般の東日本大震災による津波が貞観地震以来約1000年を隔てて起きた巨大津波であることに対応させ、1498年明応地震による津波を「1000年に一度の大津波」と表現しました。

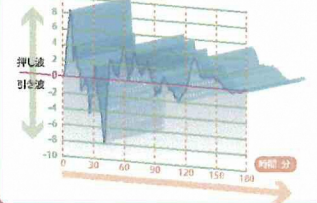
津波の高さに関する表示方法

最大水位は、各地点周辺での海面からの津波の高さです。浸水深は、各地の地表面からの水面の高さです。



水位変化時系列グラフ (津波の到達時間と高さ)

観測地点の水位を時系列で表しています。繰り返し津波が来ます。



津波避難施設一覧

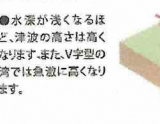
地区	名称	住所	最大水深(m)
津波避難タワー	A	住吉 4303-6地先	1.9
	B	住吉 32546地先	3.0
	C	住吉 4805-2地先	3.0
	D	住吉 34841	3.2
	E	住吉 52281	2.8
	F	住吉 37191地先	3.5
	J	住吉 33051	3.4
	K	住吉 26683地先	3.1
	L	住吉 55251地先	2.8
	P	住吉 26492	3.3
津波避難タワー	G	川原 2557-11	3.8
	H	川原 2918	3.2
	レック田吉田防犯倉庫	川原 3308	2.3
	川原会館	川原 1623	3.3
	O	川原 2743-1	3.0
	M	片岡 1607-1	3.2
	住吉小学校	住吉 2223	3.4
	ホテルブレストンYOSHIDA	住吉 580	4.2
	吉田福原消防署	住吉 40	3.9
	吉田中学校	住吉 42	3.5

(注1)：避難場所は、屋上となる。
(注2)：避難場所は、2階及び屋上となる。
(注3)：避難場所は、開放場、廊下、非常階段及び屋上となる。

津波の特徴



●津波は繰り返し襲ってきます。必ずしも第一波が最大とは限りません。少なくとも12時間以上は警戒が必要です。



●水害が浅くなるほど、津波の高さは高くなります。また、V字型の湾では急激に高くなります。

津波到達時間とは

地震発生から、津波による浸水深が50cmに達するまでの時間を表しています。

地震発生 10分後

6分後 第一波到達

5分後 第一波到達

4分後 第一波到達

明応地震(1498年)ではここまで津波が到達したという言い伝えがあります。

地震発生 20分後

地震発生 20分後

地震発生 10分後

地震発生 10分後

土砂災害の凡例

- 急傾斜地崩壊危険区域
- 急傾斜地崩壊危険箇所

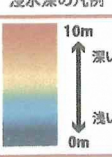
第一波到達時間とは

地震発生から、津波により海面が10cm上昇するまでの時間を表しています。

津波に関わる凡例

- 避難場所 (数字は最大水深(m))
- 津波避難ビル (数字は最大水深(m))
- 津波避難所 (数字は最大水深(m))
- 2.7 標高点(m)
- ▲ 7.7 津波到達高(m)
- 観測点4次地震被害想定津波到達ライン
- 第一波到達時間
- 津波到達時間
- 水位変化観測地点
- 屋外子島

浸水深の凡例



地図の凡例

- 吉田町役場
- 高速道路
- 国道
- 県道
- 主要道路



1:14000 (A2判出力時縮尺)

1000年に一度の大雨を想定した 吉田町洪水ハザードマップ (大井川・湯日川・坂口谷川)

このハザードマップは、大井川、湯日川、坂口谷川の3河川の対象区間で、想定最大規模の降雨(1000年に一度程度の降雨を想定した降雨)により堤防が壊れたり、水があふれ出たりした際に、その氾濫水により浸水が想定される区域と、当該区域が浸水した場合に想定される浸水深を示した洪水浸水想定区域図を重ね合わせ、最大の浸水深を示したものです。

ただし、対象河川以外の決壊による氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を超える規模の降雨による氾濫、高潮及び内水による氾濫等を考慮していませんので、この浸水が想定される区域以外の区域においても浸水が発生する場合があります。想定される浸水深が実際の浸水深と異なる場合があります。

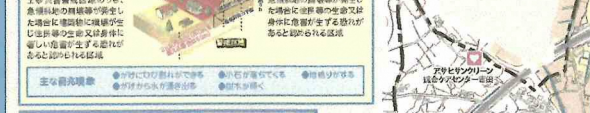
このハザードマップは町で想定する最大のリスクを示していますので、周りに掲載されている各河川ごとの浸水区域を確認し、自宅等のリスクを適切に把握の上、避難行動に役立ててください。

洪水発生仕組み
雨量の増加によって起こる氾濫には、「外水氾濫」と「内水氾濫」の2種類があります。このハザードマップでは、「外水氾濫」を対象としています。



土砂災害と前兆現象
土砂災害が発生する際には、何らかの前兆現象が現れることがあります。前兆現象に気が付いたら、すぐに安全な場所に避難しましょう。

危険地域の把握(かけ漏れ)
4月以降、雨や雪が降り、地盤が緩むことによって、危険な場所が増える可能性があります。危険な場所を把握し、避難行動に役立ててください。



湯日川 洪水浸水想定区域 (想定最大規模)

作成主体	指定年月日	指定の前提となる降雨条件
静岡県	平成31年3月15日	湯日川1時間44分間の総雨量729.3mm



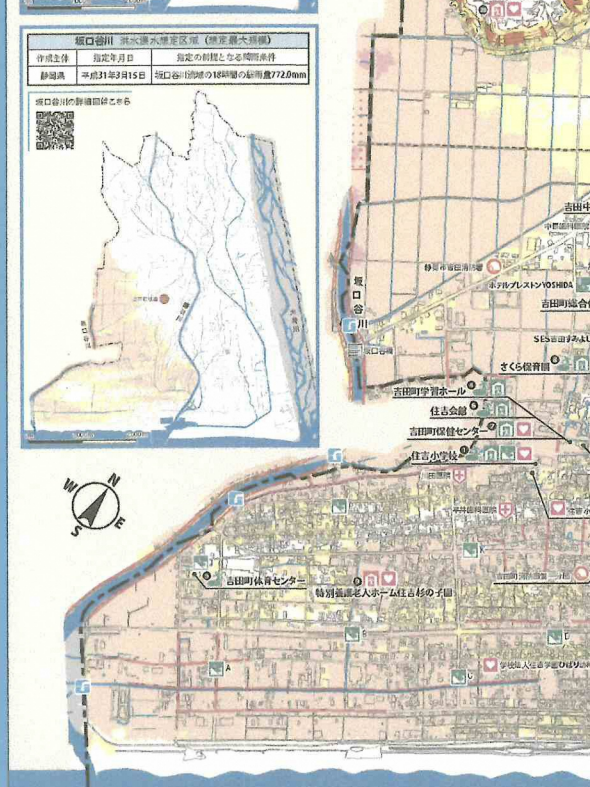
坂口谷川 洪水浸水想定区域 (想定最大規模)

作成主体	指定年月日	指定の前提となる降雨条件
静岡県	平成31年3月15日	坂口谷川1時間の総雨量772.0mm



大井川 洪水浸水想定区域 (想定最大規模)

作成主体	指定年月日	指定の前提となる降雨条件
静岡県	平成31年3月15日	大井川1時間24分間の総雨量787.7mm



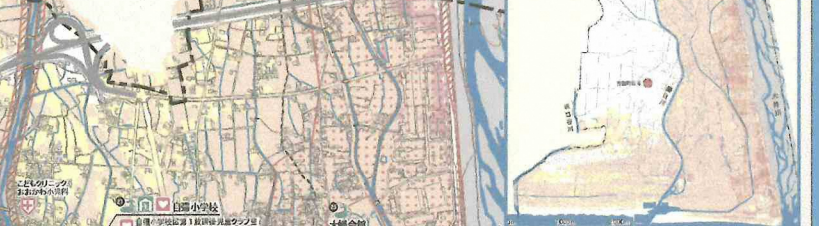
凡例	英語	中国語	ポルトガル語	スペイン語
指定緊急避難場所	Designated emergency evacuation area	指定緊急避難場所	Local designado para refugio de emergencia	Lugar designado de refugio de emergencia
指定避難場所	Designated evacuation area	指定避難場所	Local designado de refugio	Lugar designado de refugio
福祉避難所	Wellness evacuation center	福祉避難所	Centro de refugio con asistencia social	Centro de refugio con asistencia social
津波避難場所	Tsunami evacuation area	高層建築物等(階段等、避難階段)	Local de refugio contra o Tsunami	Lugar de refugio contra el Tsunami
津波避難ビル	Tsunami evacuation building	気候適応型大規模	Pedro de refugio contra o Tsunami	Edificio de refugio contra el Tsunami
医療関係機関	Medical-related institutions	診療所・薬局	Instituciones relacionadas a medicina	Instituciones relacionadas con la medicina
要配慮者利用施設	Facilities for special needs people	要配慮者利用施設	Instalación para personas con necesidades especiales	Instalaciones para personas con necesidades especiales
消防署・消防団	Fire station/Local fire brigades	消防署・消防団	Cuartel de bomberos/Corpo de bomberos	Castel de bomberos/Corporación bomberos
水位観測所	Water level observatory	水位観測所	Observatório do nível de água	Observatorio del nivel de agua
排水ポンプ場	Drain pump location	排水ポンプ場	Local da bomba de drenagem	Lugar de la bomba de drenaje
橋	Bridge	橋	Ponte	Puente
浸水想定区域	Flooding areas due to overflowing in the drainage system	浸水想定区域(想定最大規模)	Área de inundación devido a transbordamento no sistema de drenagem	Área de inundación por desbordamiento en el sistema de drenaje

土砂災害に関する情報
土砂災害特別警戒区域(土砂災害警戒区域)と土砂災害警戒区域(土砂災害警戒区域)を示しています。

国土交通省河川氾濫シミュレーション
河川氾濫シミュレーションの結果を基に、浸水が想定される区域を示しています。浸水が想定される区域は、浸水が想定される区域と一致する場合があります。

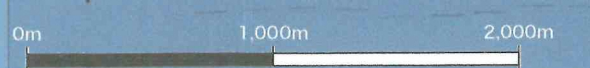
大井川 洪水浸水想定区域 (想定最大規模)

作成主体	指定年月日	指定の前提となる降雨条件
国土交通省中部地方整備局静岡河川事務所	令和元年6月24日	大井川1時間24分間の総雨量787.7mm



避難所等一覧

- 1 大井川沿いの避難所
- 2 吉田町総合体育館
- 3 吉田中学校
- 4 吉田町総合体育館(2階)
- 5 吉田町総合体育館(3階)
- 6 吉田町総合体育館(4階)
- 7 吉田町総合体育館(5階)
- 8 吉田町総合体育館(6階)
- 9 吉田町総合体育館(7階)
- 10 吉田町総合体育館(8階)
- 11 吉田町総合体育館(9階)
- 12 吉田町総合体育館(10階)
- 13 吉田町総合体育館(11階)
- 14 吉田町総合体育館(12階)
- 15 吉田町総合体育館(13階)
- 16 吉田町総合体育館(14階)
- 17 吉田町総合体育館(15階)
- 18 吉田町総合体育館(16階)
- 19 吉田町総合体育館(17階)
- 20 吉田町総合体育館(18階)
- 21 吉田町総合体育館(19階)
- 22 吉田町総合体育館(20階)
- 23 吉田町総合体育館(21階)
- 24 吉田町総合体育館(22階)
- 25 吉田町総合体育館(23階)
- 26 吉田町総合体育館(24階)
- 27 吉田町総合体育館(25階)
- 28 吉田町総合体育館(26階)
- 29 吉田町総合体育館(27階)
- 30 吉田町総合体育館(28階)
- 31 吉田町総合体育館(29階)
- 32 吉田町総合体育館(30階)
- 33 吉田町総合体育館(31階)
- 34 吉田町総合体育館(32階)
- 35 吉田町総合体育館(33階)
- 36 吉田町総合体育館(34階)
- 37 吉田町総合体育館(35階)
- 38 吉田町総合体育館(36階)
- 39 吉田町総合体育館(37階)
- 40 吉田町総合体育館(38階)
- 41 吉田町総合体育館(39階)
- 42 吉田町総合体育館(40階)
- 43 吉田町総合体育館(41階)
- 44 吉田町総合体育館(42階)
- 45 吉田町総合体育館(43階)
- 46 吉田町総合体育館(44階)
- 47 吉田町総合体育館(45階)
- 48 吉田町総合体育館(46階)
- 49 吉田町総合体育館(47階)
- 50 吉田町総合体育館(48階)
- 51 吉田町総合体育館(49階)
- 52 吉田町総合体育館(50階)
- 53 吉田町総合体育館(51階)
- 54 吉田町総合体育館(52階)
- 55 吉田町総合体育館(53階)
- 56 吉田町総合体育館(54階)
- 57 吉田町総合体育館(55階)
- 58 吉田町総合体育館(56階)
- 59 吉田町総合体育館(57階)
- 60 吉田町総合体育館(58階)
- 61 吉田町総合体育館(59階)
- 62 吉田町総合体育館(60階)
- 63 吉田町総合体育館(61階)
- 64 吉田町総合体育館(62階)
- 65 吉田町総合体育館(63階)
- 66 吉田町総合体育館(64階)
- 67 吉田町総合体育館(65階)
- 68 吉田町総合体育館(66階)
- 69 吉田町総合体育館(67階)
- 70 吉田町総合体育館(68階)
- 71 吉田町総合体育館(69階)
- 72 吉田町総合体育館(70階)
- 73 吉田町総合体育館(71階)
- 74 吉田町総合体育館(72階)
- 75 吉田町総合体育館(73階)
- 76 吉田町総合体育館(74階)
- 77 吉田町総合体育館(75階)
- 78 吉田町総合体育館(76階)
- 79 吉田町総合体育館(77階)
- 80 吉田町総合体育館(78階)
- 81 吉田町総合体育館(79階)
- 82 吉田町総合体育館(80階)
- 83 吉田町総合体育館(81階)
- 84 吉田町総合体育館(82階)
- 85 吉田町総合体育館(83階)
- 86 吉田町総合体育館(84階)
- 87 吉田町総合体育館(85階)
- 88 吉田町総合体育館(86階)
- 89 吉田町総合体育館(87階)
- 90 吉田町総合体育館(88階)
- 91 吉田町総合体育館(89階)
- 92 吉田町総合体育館(90階)
- 93 吉田町総合体育館(91階)
- 94 吉田町総合体育館(92階)
- 95 吉田町総合体育館(93階)
- 96 吉田町総合体育館(94階)
- 97 吉田町総合体育館(95階)
- 98 吉田町総合体育館(96階)
- 99 吉田町総合体育館(97階)
- 100 吉田町総合体育館(98階)
- 101 吉田町総合体育館(99階)
- 102 吉田町総合体育館(100階)



洪水浸水想定区域（計画規模）

この図は、想定最大規模降雨よりも降雨量は少ないものの、発生頻度の高い降雨（概ね50～100年に一度程度）による洪水浸水想定区域を示したものです。

浸水深（計画規模）

- 10.0m～20.0m未満
- 5.0m～10.0m未満
- 3.0m～5.0m未満
- 0.5m～3.0m未満
- 0.5m未満

この図は、3 河川（大井川、湯日川、坂口谷川）の計画規模の降雨により浸水が想定される区域と浸水深を重ね合わせ、最大の浸水深を表示しています。

各河川の詳細図はこちらをご覧ください。

大井川



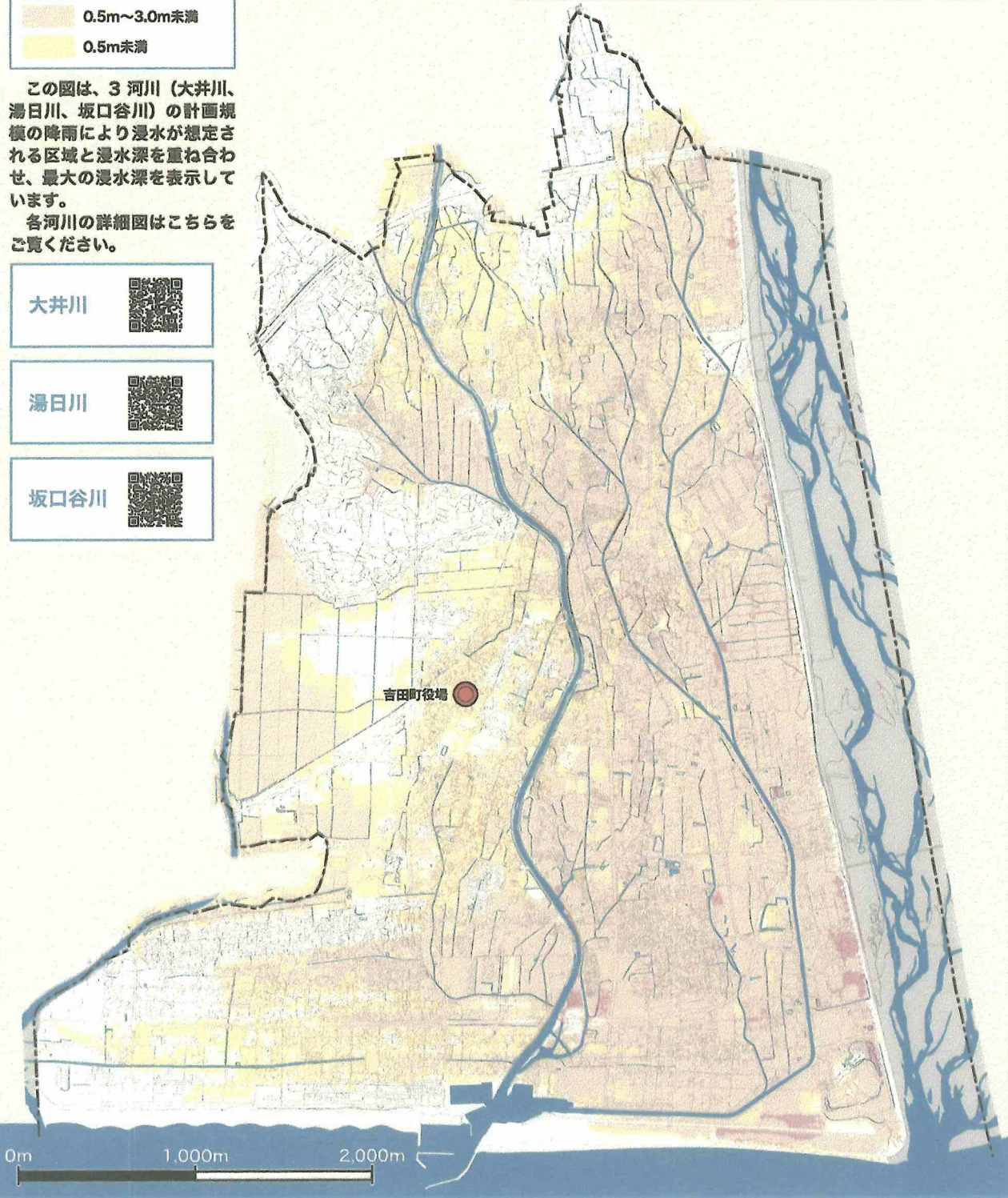
湯日川



坂口谷川



	大井川	湯日川	坂口谷川
作成主体	国土交通省中部地方整備局静岡河川事務所	静岡県	静岡県
指定年月日	令和元年6月21日	平成31年3月15日	平成31年3月15日
指定の前提となる降雨条件	大井川流域の2日間の総雨量551mm 概ね100年に一度程度	湯日川流域の1時間雨量88.8mm 概ね50年に一度程度	坂口谷川流域の1時間雨量85mm



2. 商工業者の状況

2024年3月現在の商工業者数は1,053事業者であり、その内891事業者が小規模事業者となっており、その割合は80%を超えている。

・商工業者及び小規模商工業者の状況

(令和6年3月末 現在)

	建設業	製造業	卸売業	小売業	飲食・ 宿泊業	サービス業	その他	合 計
商工業者数	271	239	23	173	74	241	32	1,053
業種別割合	25.74%	22.70%	2.18%	16.43%	7.03%	22.89%	3.04%	100.00%

※出典 吉田町商工会管理システム

3. これまでの取組み

(1) 吉田町の取組み

① 防災計画関係

- (ア) 地域防災計画の策定
- (イ) 吉田町防災会議による防災計画の推進

② 災害時協力協定・相互支援協定の締結

③ 防災資機材・施設関係

- (ア) 防災無線等による情報伝達体制の構築
- (イ) 防災用資機材の購入及び備蓄
- (ウ) 避難場所・避難所・救護所の指定
- (エ) 防災公園（北オアシスパーク）の活用
- (オ) 大井川川尻地区防災ステーション、吉田町水防センターの整備活用
- (カ) 医療救護資機材の購入

④ 津波対策

- (ア) 津波避難ビルの指定
- (イ) 津波避難計画の策定
- (ウ) 津波避難タワー、津波避難誘導標識の整備
- (エ) 海岸防潮堤の整備

⑤ 地震等防災訓練

- (ア) 総合防災訓練、地域防災訓練、津波避難訓練等の実施

⑥ 防災意識の啓発

- (ア) 住民の防災意識の啓発を目的とした出前講座の開催
- (イ) 津波ハザードマップ、洪水ハザードマップ等の作成・配布

⑦ 自主防災組織関係

- (ア) 防災指導員養成講座による防災技能者の育成
- (イ) 防災資機材・防災倉庫購入等に係る助成

⑧ 原子力関係

- (ア) 広域避難計画の策定

⑨ その他

- (ア) 水防関連事業

- (イ) 国民保護関連事業
- (ウ) 構築物の耐震化事業
- (エ) 耐震性貯水槽の整備

(2) 当会の取組

- ・ 事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・ 事業者BCP策定セミナーの開催
- ・ 防災備品（発電機、懐中電灯、非常食等）の備蓄
- ・ 吉田町が実施する防災訓練への参加及び協力

II 課題

1. 中小事業者に対する災害リスクの周知不足

地震及び津波等の災害が発生した場合、当町は甚大な被害が想定されており、当町のハード・ソフト面での取組により町民の防災意識は高い。しかしながら、中小事業者は災害発生時の事業への影響、災害リスクの認識、緊急時の取組については限定的かつ漠然とした態勢にとどまっている。また当会の災害リスク等の周知は限定的であり情報発信が不足している。

当会職員にあっては町内で発生する災害リスク等が十分に把握されていない。そのため中小事業者に対して町内で発生しうる災害リスク等について情報提供することができず、災害リスク等の周知不足に繋がっている。

2. BCPに関する情報・支援不足

当町において小規模事業者（特に家族のみで経営している事業者）が多く、BCPへの関心が低く、取り組む意識も薄い。また当会の事業者支援において記帳・税務等の実務支援や事業改善計画、補助金等活用支援が中心でありBCPに関する支援はニーズ・比重も低い。そのためBCPのメリットや必要性についての周知が進んでいない。

3. 災害発生時の体制の不整備

当会において発災時・発災後の具体的な体制について「吉田町商工会 危機管理マニュアル」を平成24年12月に策定し平成26年6月に更新している。以後、未更新にて役職員の緊急時対応の認識が浅く不十分である。また平時・緊急時の取組を推進するノウハウを持った人員が十分にいない。

更には、保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員が不足しているといった課題が浮き彫りとなっている。

4. 関係機関との連携不足

災害時の情報提供やBCP策定支援等について、当会のみで取り組むことは不可能であり、当町及び各関係機関との連携が不可欠である。しかしながら現在当会において各関係機関との連携が十分とは言えず、緊急時における具体的な連携態勢が確立されていない。

III 目標

1. 当会職員は町内で発生しうる災害でのリスクを吉田町地域防災計画に基づき認識する。また専門家や損保会社と連携を図りながら、地区内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性、重要性の周知を図る。

2. 小規模事業者の状況把握に努め、BCP計画策定の有益性を周知し計画策定を支援する。
3. 「吉田町商工会 危機管理マニュアル」を更新し発災時・発災後の具体的な体制について役職員に周知するとともに、復興期における商工会の役割、地区内小規模事業者の支援体制を構築する。

経営指導員等職員は保険・共済の知識の習得に努める。

4. 小規模事業者について自然災害等のリスクに対応した共済・保険制度に係る説明や保険会社と連携した保険相談会等を実施し災害の備えを行う。
発災後速やかな復興支援が行えるよう、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※ その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

I 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和7年1月1日～令和11年12月31日）

II 事業継続力強化支援事業の内容

- ・ 当会と当町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

＜1. 事前の対策＞

（1）小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・ 巡回指導時に、吉田町地震防災ガイドブック・ハザードマップや総合防災アプリ「静岡県防災」等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水害補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・ あわせて、大規模な地震が発生する恐れがあるときに発表される「南海トラフ地震臨時情報」について、その内容を説明し、情報発表時の防災対応をあらかじめ計画等に定めるよう求める。
- ・ 会報や町広報、ホームページ、メールマガジン等において、国や県が取り組む小規模事業者に対する施策の紹介等を行う。
- ・ 小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取り組み可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・ 事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介等を実施する。

（2）商工会自身の事業継続計画の作成

- ・ 当会は平成24年12月に吉田町商工会危機管理マニュアルを策定し、平成26年4月に更新している。以後未更新にて、今後マニュアルを更新する。

（3）関連団体等との連携

- ・ 全国商工会連合会と連携協定を結んでいるあいおいニッセイ同和損害保険株式会社などに専門家の派遣を依頼し、町内小規模事業者を対象とした普及啓発セミナー等を実施する。
- ・ 関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催を実施する。

（4）フォローアップ

- ・ 職員による巡回訪問を通じ、国・県・町の最新情報を提供するとともに、小規模事業者のBCP等の取組状況の把握に努める。

（5）当該計画に係る訓練の実施

- ・ 自然災害(マグニチュード8クラスの地震)が発生したと仮定し、当町との連絡ルートの確認等を行う

＜2. 発災後の対策＞

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

(1) 応急対策の実施可否の確認

発災後2時間以内に当会役職員は安否報告を行う。安否確認は「商工会災害システム（職員の被害報告）」により行う。

大まかな被害状況（家屋被害や、道路状況等）等を当会と当町で共有する。

(2) 応急対策の方針決定

- ・ 当会と当町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。

【被害規模の目安は以下を想定】

被害規模	被害状況	想定する応急対策の内容
大きな被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町内の10%程度の事業所で「瓦が割れる」「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・ 町内の1%程度の事業所で「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等大きな被害が発生している。 ・ 被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急相談窓口を設置し相談業務を実施 ・ 被害調査及び経営課題の把握 ・ 復興支援策を活用するための支援業務の実施
被害が見られる	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町内の1%程度の事業所で「瓦が割れる」「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・ 町内の0.1%程度の事業所で「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等大きな被害が発生している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急相談窓口を設置し相談業務を実施 ・ 被害調査及び経営課題の把握
ほぼ被害がない	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目立った被害情報が無い 	なし

※ 連絡の取れない地域については対規模名被害が生じているものと考え対応する。

- ・ 当会と町は以下の間隔で被害情報等を共有する

発災後 ～ 1週間	1日に1回
2週間 ～ 1ヶ月	2日に1回
1ヶ月以降	7日に1回

<3. 発災時における指示命令系統・連絡体制>

(1) 指示命令系統及び連絡体制の構築

自然災害発生時に、状況に応じ町内商工業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことのできる仕組みを構築する。

【商工会災害システム 報告項目および内容】

- 抜粋 -

大項目	項目	報告詳細
企業名・事業所名		記載
地区名		記載
人的被害状況	・経営者	プルダウン 軽傷・重症・行方不明・死亡
	・経営者家族	
	・従業員	
物的被害	・店舗工場	プルダウン 全壊・半壊・一部破損・床上浸等
	・社長自宅	
	・商品	プルダウン 被害 あり・なし
	・機械	
	・器具備品	
	・車両	
被害額		記載
写真	被害の状況	添付
備考	必要な災害物資、要望等	記載

災害救助法の適用の場合、県連は該当商工会に依頼し報告を求める。

災害救助法の適用に至らない場合、県連・商工会の判断により情報の集約が可能。

(2) 被災地域での活動

二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて定める。

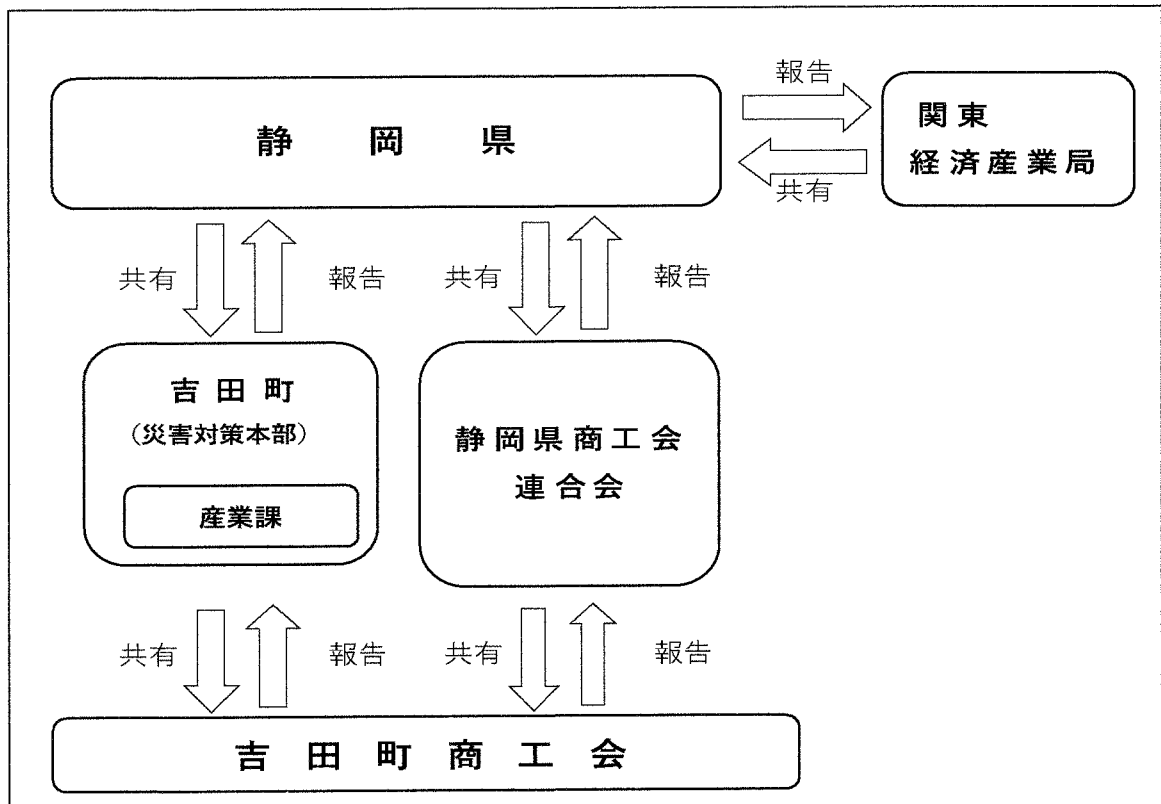
(3) 被害状況の確認と共有

小規模事業者の被害状況の把握及び報告については「商工会災害システム」を使用する。「商工会災害システム」は商工会職員等が確認した被災状況を本システムから携帯端末等で入力し情報を共有するシステムである。(入力情報はCSV出力し当町との情報共有が可能となる。)

被害状況等について当町と共有する。

(4) 静岡県への報告

当会と当町が共有した情報を静岡県が指定する方法にて、町又は静岡県商工会連合会を経由して静岡県へ報告する。



(5) 応急対策時の小規模事業者に対する支援

- ・相談窓口の開設方法については町と協議し安全が確認された場所において相談窓口を設置する。なお、国や静岡県より依頼を受けた場合は、これに従い特別相談窓口を設置する。
- ・町内小規模事業者の被害状況等実態把握に努め、小規模事業者の要望等を集約し、町と情報共有する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国・県・町等の施策）について小規模事業者へ周知する。

(6) 小規模事業者に対する復興支援

- ・県の方針に従って復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県や静岡県商工会連合会と相談する。
- ・国や県、町の復興支援施策について小規模事業者に対し積極的な周知を行う。

(7) 流行感染症等への対応

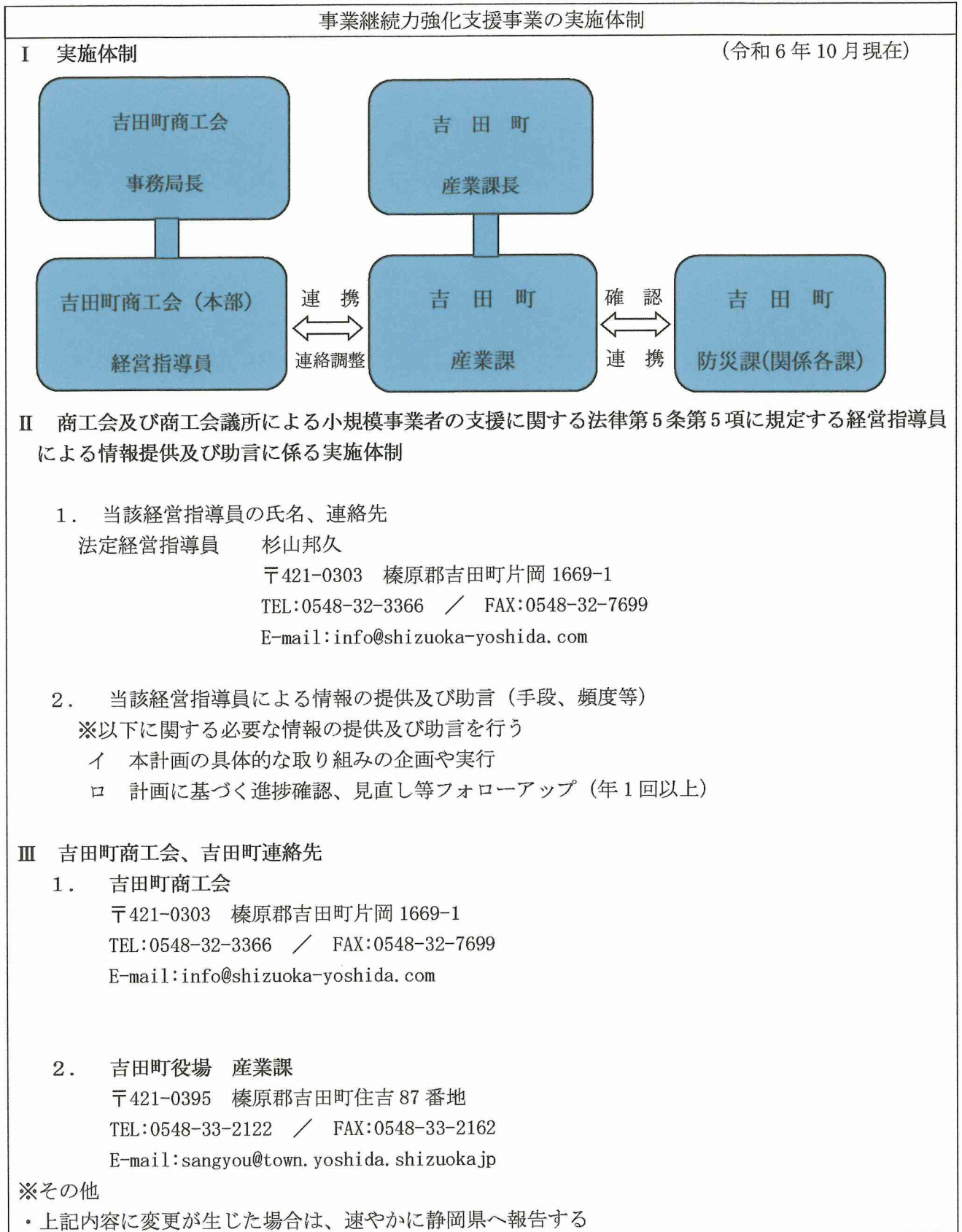
新型コロナウイルス等感染症の感染拡大により事業継続が困難となる小規模事業者に対し国や県、町の支援施策を積極的に周知する。また連携して支援体制を構築する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
必要な資金の額	50	200	200	200	200	200
セミナー開催費	50	100	100	100	100	100
専門家派遣費	0	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、静岡県補助金、吉田町補助金、手数料収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、その代表者の氏名
イ) あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 東京都渋谷区恵比寿 1-28-1 代表取締役社長 新納啓介 ロ) 東京海上日動火災保険株式会社 東京都千代田区大手町二丁目 6 番 4 号 取締役社長 城田宏明
連携して実施する事業の内容
①小規模事業者に対する災害リスクの周知（セミナー等の開催） ②BCP策定支援
連携して事業を実施する者の役割
①災害リスクの周知と保険見直し相談 ②BCP策定ツールの提供、指導、助言
連携体制図等